

第8

年金額の改定

年金額の改定（スライド）の基本的なしくみ

原則、年金額は、毎年度、賃金や物価の変動に応じて自動改定するしくみとなっています。具体的には、

①新規裁定者（年金を受給し始める方）の年金額は、賃金変動率により改定

②既裁定者（年金を受給している方）の年金額は、物価変動率により改定

することとされていますが、賃金の伸びが物価の伸びを下回る場合は、現役世代の負担との公平の観点などから、新規裁定者、既裁定者ともに賃金変動率で改定する等、状況に応じた改定の特例が設けられています。

給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）のしくみ

平成16年の年金制度の改正において、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、「調整期間」※1においては、「現役人口の減少」※2と「平均余命の伸び」※3を勘案した率（スライド調整率）により、給付水準を調整するしくみになっています。

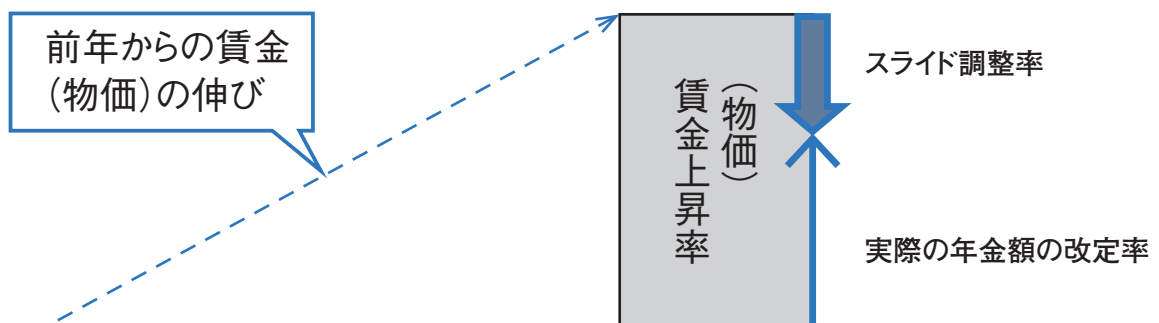
※1「調整期間」とは、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるよう、年金額の伸びの調整を行う期間をいいます。

※2「現役人口の減少」は、現役全体でみた保険料負担力の低下につながるものです。

※3「平均余命の伸び」は、受給者全体でみた給付費の増大につながるものです。

〈調整のイメージ図〉

○調整期間中は、年金額の伸びから「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなります。



令和3年度の年金額について

年金額の改定については、賃金水準の変動がマイナスで、賃金水準の変動が物価水準の変動を下回る場合には、新規裁定者の年金額、既裁定者の年金額ともに賃金変動に基づいて改定することが法律により定められています。

令和3年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス0.1%で物価変動率が0.0%となることから、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）に基づいて改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（0.1%）は翌年度以降に繰り越されます。